

奈良県警察組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年2月13日

奈良県公安委員会

委員長 飯 降 政 彦

奈良県公安委員会規則第1号

奈良県警察組織規則の一部を改正する規則

奈良県警察組織規則（昭和43年6月奈良県公安委員会規則第10号）の一部を次のように改正する。

| | | | | |
|--------------------|--------|---|---------------|--------|
| 別表第2の2の(6)天理警察署の表中 | 「 | <table border="1"><tr><td>千 代 交 番</td><td>磯城郡田原本</td></tr></table> | 千 代 交 番 | 磯城郡田原本 |
| 千 代 交 番 | 磯城郡田原本 | | | |
| 町大字千代 | を | 「 | | |
| | | <table border="1"><tr><td>田 原 本 駅 前 交 番</td><td>磯城郡田原</td></tr></table> | 田 原 本 駅 前 交 番 | 磯城郡田原 |
| 田 原 本 駅 前 交 番 | 磯城郡田原 | | | |
| 本町 | 」 | に改める。 | | |

附 則

この規則は、平成27年2月18日から施行する。